

# 「東京都環境審議会」における主な委員意見（太陽光発電設備関連）

## 【条例改正のあり方検討会（第1回～第7回）】（令和3年11月～令和4年5月）

- 条例改正による**制度強化の方向性が意欲的**であり、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション実現に向けて、**ぜひ実現していただきたい。**
- **太陽光発電を導入するメリット等について、都民にわかりやすく伝えるコミュニケーションが重要。**
  - **災害時等のレジリエンスの確保**（停電時の自立運転による電力利用が可能）や**ランニングコストの削減**など、住まわれる方々にとって大きなメリットがある。十分な省エネ・再エネ設備の導入へ対応しないことは、そうした機会を失わせる側面もあることを前面に出して伝えていくべきである。
  - 若い世代では、**どういった住み方・暮らし方をしたいのかの関心が非常に高くなっており**、それをどのように**ハウスメーカー等が提案し、ビジネスチャンスとしていくかといった視点**で、ベストプラクティスを共有し、より将来起点で考えていくことが重要である。
  - 太陽光発電のネガティブな部分だけが社会的認識として増幅していく可能性がある。設置義務化の検討においては、**単に数値目標として脱炭素を達成するのではなく、生活の質の向上という点を強調する等、コミュニケーションの工夫**が必要である。
  - 太陽光発電を設置する際の**初期費用をゼロにする民間ビジネス**（リース、屋根借り等）に関する情報についても、住宅供給事業者や購入者に対して、**分かりやすく情報提供する必要がある。**
  - 設備設置後の運用についても、**適切な維持管理、廃棄**の観点を、事業者や関係機関とも連携しながら、**都民へ情報提供**していくことが必要である。
- **住宅供給事業者等の供給量の一定割合について太陽光発電の導入を義務とする仕組み**は、国が取り組めていないところであり、**非常によく考えられた制度となっている。**
  - 住宅等への太陽光発電の義務化について、**義務付けの対象を住宅供給事業者としており、供給量の一定割合について総量規制の手法**を取ること、また、義務量の算定については**日照等の地域特性を設置可能率に反映**させていること、さらに**科料等の罰則までを設けるものでないことは、規制の手法として評価**できる。
  - 太陽光発電の設置について、**設置実態や地域の特性を踏まえ、事業者自身が工夫できる余地**がある制度としており、**社会的な受忍限度を超えることがないよう配慮**している点は高く評価できる。  
ただ、制度によって事業者の自由を制限する側面はあるため、**慎重な配慮**を行うとともに、事業者が工夫できる余地についても柔軟に考え、より妥当性のある制度にしていく必要がある。

## 【環境審議会（総会）】（令和4年5月24日開催）

- 住宅への太陽光の施策について、**義務化を打ち出しているが、制度の中に様々な柔軟措置を設けているので、それが明確に伝わるような情報発信が必要**。誤解に基づくいろいろな意見への対応を注意すべき。

- これからどうコミュニケーションしていくかが肝になる。いろいろな形で義務化の部分について面白おかしく伝えられるところもあるが、この報告書をちゃんと読むのはごく僅かなので、どう伝えていくかが大事である。
- 太陽光発電は、パネルのリサイクルが出来ないのではないか、広大な土地が必要ではないかなど、**誇張して負の部分を取り上げるメディアがあり、そういう発信は取り上げられがち**である。今後、**情報の正確性を比較できるような評価軸**も入れるなど、情報発信のあり方を検討していく必要がある。